

京都府内における児童福祉施設の問題

野 口 栄 子

The institutional care of children in Kyoto prefecture

EIKO NOGUCHI

序

日本における児童福祉は、戦後いちじるしく発展し、「「児童保護」から「児童福祉」へ¹⁾」の道をすすんだといわれている。各種の法律や省令によつて、その対策が樹立され、施設が建設され、処遇がおこなわれている。しかし現状は充分とはいいがたく、わが国における児童福祉の概念自体も未成熟というほかない。むしろ次々と欠陥が指摘され、現在はどちらかといえば暗中模索の状態で考えるほうがよい。しかしそのようであればこそ、ますます現状を認識し、そこに蔵されている問題を把握し、今後の方策を考えることが必要であり、それは福祉に関心をもつものの責務といつてよいであろう。

京都府立大学福祉学科児童福祉講座においては、児童福祉学実習第一部(観察、参加)の問題のひとつとして、「京都府内における児童福祉施設の問題」をとりあげている。本実習は38年度後期より新設され、一回生におこなっている。筆者が担当しており、38年後期は施設見学に終つたが、39年度は「観察」中心にその実施法が工夫された。39年度は講座自体が不完全であつたために、まとまつた構想を得るにいたらなかつたが、40年度より上記の問題をテーマにして「観察」と平行して実習をおこなうこととなつた。40年度は「児童福祉施設の一般的な問題」であつたが、41年度は京都府内における児童福祉施設の行政措置はどのようになつているか」という問題ととりくんでおり、さらに42年度には、「京都府内における児童福祉施設の現場における諸問題」について、また43年度には「京都府内における児童福祉施設のこれからの課題」についてとりあげる予定である。40年度から43年度までをひとまとめにして、京都府内における児童福祉施設の問題を総観することになる。そのあとは児童の文化面について考察を深めたい。

児童福祉施設の問題は、後述するように児童福祉のなかでも重要なことがらであつて、たんに児童福祉法によつて規定されたものだけによつて、問題が解決されるの

ではない。われわれは京都府内という一地方行政ブロックの児童福祉の問題を通して、現在の日本のもつ児童福祉の問題の一端を知ることができ、同時に児童福祉の今後の問題を考察することが可能だと考えている。

本小論でまとめた「京都府内における児童福祉施設の一般的な問題」は、40年度に1回生であつた学生たちと研究したものである。学生たちの熱心な態度とあわせて、終始こころよく御協力くださつている施設現場のかたがたに心からお礼を申しあげ、今後も毎年の結果をまとめていき、何らかの問題を提起することによつてお答えしたいと思う。

I. 京都府内における児童福祉施設の一般的な問題

1. 発達観の展開と児童福祉施設

人間観の歴史的変遷のなかで、児童問題が注目されたのは20世紀になつてからといつてよい。エレン・ケイのことばを引用するまでもなく、「20世紀が児童のための世紀である」²⁾のは、人間に対する観方が「大人」から「児童」へ拡大されたからにはほかならない。しかもその拡大は、問題を暦年令の差として把握するというたんなる同一観点からの問題領域の量的増大ではなく、問題の根本的な質的深化を意味するものであつた。児童は大人の未成熟段階であり、大人になることにのみ児童の存在理由があるという考え方が転換して、児童の発達過程のなかに、それぞれの段階に応じた充分な人間的意味を発見するという方向がみられるようになったのである。人間を固定した一個の完成体として把握し、新生児をその完成体への目的的存在として規定するのではなく、誕生以来、つねに動揺し展開してやまない存在として、児童の生命のありかたを肯定する思想が発現したといつてよいのである。

このように誕生したばかりの新生児の存在を認めることは、同時にその新生児がいわゆる一般的な大人としての完成体になりえないこともあるということをも首肯する

思想につながっている。そしてさらに完成体になりえなくとも、存在する意味があるということを知覚する態度にも関連しているのである。つまりそれは、一応の平均値的完成体としての大人に観点の中心を置くのではなく、人間という範疇に属する生命体の成立を観方の基礎にして、考え方をすすめるようとする立場であつて、いわば目的への依存ではなく、出発の確認の姿勢ということが出来る。すなわち大人への発達段階の各時点と同時に、永遠に平均値的大人になりえない存在が、数多くばらまかれている分野として、児童問題が認識され、それが、20世紀のわれわれの思想的課題となつたのである。

児童にたいするこのような認識は、児童の発達と存在を同時に認め、存在において発達可能性を予想し、発達のなかに存在性を許容することによつてのみ確立される。

今世紀になつて教育機関の充実と福祉施設の拡充がよりいつそう実施されているのもこの点に関連しているといつてよい。児童は被教育体として発達過程の何年かを過すことが、すでに文明国においては、義務づけられている。それ以後の年令の児童にたいする教育体制も拡大している。被教育体としての児童が自己を確立していく過程の研究は枚挙にいとまがない。そしてそれと同時に義務教育では収容しえない児童に対する対策もまた、福祉対策として脚光を浴びてきているのである。しかしながら、義務教育に収容しえた児童は、福祉対策の対象にならないかという決してそうではない。現在の教育は知能偏重の傾向があるが、情緒や保健の問題も重要な分野になつてきているのである。

発達観の展開は、教育と福祉を同時に共通の問題として確立することによつて、はじめてその具体性を得ることが忘れられてはならない。教育はむしろ福祉的な側面を現状よりもつと内包しなければならず、福祉はまた教育をよりいつそう内部へとりこまねばならない。現状ではややもすれば、教育と福祉の問題は二分して考えられやすい。とくにわが国では、教育は文部省の管轄であり、福祉は厚生省の問題に属するといつた思想がかなりみられる。しかし現在ではこの二つの問題は次第に共通のものと考えられるようになっており、またそのようであれば解決しない問題が多いことにも気づかされている。われわれは教育と福祉というこの二つの問題を、一応は区別しながらも、人間にとつて、とくに人間の発達にとつて、それらが共通のことがらであることを認識しなければならない。この小論の立場もそこにあることを予めおことわりしておきたい。

なお児童の年令については、わが国の児童福祉法にお

いては、児童の年令規定を18才未満としているが、ここでは発達する個体としての人間の成長期を児童と考えて問題をすすめたいと思う。したがつて必ずしも満18才をもつて最高年令とするものではなく、18才を越えたところにも問題を拡大し、考察している。

以上に述べたような発達観の展開がもたらした教育と福祉という問題は、具体的にその活動がおこなわれてはじめて意味がある。こんにち教育機関や児童福祉施設として建設されている多くの設備が、実際にその活動の中心になつていくことはいふまでもない。しかし現在の時点で存在する諸施設間の関連や、有機的連合は必ずしも万全ではない。まだまだ改良の余地があり、そのための努力がなされなければならない。問題は建造物にあるのではなく、その施設が目標とする意味と価値にある。それらのことについて京都府内の問題に焦点をあわせて検討していきたいと思う。

2. 京都府内における教育施設

(1) 教育施設とはどのようなものか

発達可能性と存在可能性を同時に備えた存在としての児童が、教育妥当体であることについてはすでに述べた通りである。

日本では、明治初年に新政府によつて教育制度が企図され、明治5年の“学制”では、教育制度は小学・中学・大学の三等に分けられた。そこでは「小学は教育の初級にして人民一般必ず学ばずんばあるべからざるものとす」とされて、全国民が一様に教育をうけることが明示された³⁾。そのうち明治12年に自由教育令が公布され、明治19年に諸学校令が公布されている。そのなかの小学校令は改正を重ね、明治33年には、学令が満6才から14才までの8ヵ年とされ、尋常小学校の修業年限は6ヵ年、あとの2ヵ年を高等小学校といい、学令児童の保護者は児童を就学させる義務を負うことになつた⁴⁾。

旧制高等学校のもつ特権的差別制度は、そののちの日本の教育制度のなかで、たしかにひとつの大きな問題ではあつたが、すくなくとも義務教育に関するかぎり、わが国ではまったく基本的に平等な人間の教育が考えられており、この方向は幾多の問題をふくみながらも、終戦までつづいてきた。そして小学・中学・高等学校、専門学校・大学という一連の課程もまた日本の教育制度をささえる段階として厳然と存在しつづけてきたのである。

昭和21年の新憲法の公布において、その方向はいつそうつよくなりあげられている。すなわち新憲法第26条には「①すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する

子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」と書かれている。そして翌22年に公布された教育基本法および23年に公布された学校教育法によつて、こんにちわれわれが準拠している教育制度の根本が明示されることになつたのである。

学校教育法によると、いわゆる学校の範囲は、「第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。」と規定されている。こんにちの学校制度では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学という一連の過程に高等専門学校が付加わり、年令的な段階に応じた教育の実施が企図されている。このうち義務教育は小学校と中学校だけである。しかしこの義務教育のうち、すでに特殊教育として盲学校、聾学校、養護学校の小学部と中学部（ときにはどちらかひとつ）が属している。盲学校、聾学校、養護学校には幼稚部、高等部を置くこともできる。学校教育法第22条によると「保護者（子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、後見人をいう。）は、子女の満6才に達した日の翌日以後における最初の学年の初から満12才に達した日の属する学年の終りまで、これを小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部に就学させる義務を負う……。」とある。そしてこの修業年令は満15才までひきのばされる。中学校に關しても同様で、学校教育法第39条に「保護者は、子女が小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初から、満15才に達した日の属する学年の終りまで、これを、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に就学させる義務を負う。」と規定されている。中学校の修業年限は3年である。つまり小学校、中学校を併せた義務教育の年限が満15年なので、この期間は、各児童が就学しなければならない。いわゆる正常児のみでなく、盲児、聾児、養護児（学校教育法では盲者、聾者、養護者）といわれるものもその対象になつているのである。では盲児、聾児、養護児はそれぞれどのように規定されているのであろうか。

盲者は強度の弱視者を含み、聾者は強度の難聴者を含む。養護者は精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む）といわれ、本論文では割愛するが政令で別に規定されている。

このような盲者、聾者、精神薄弱者、肢体不自由者、病弱者は、それぞれ義務教育を受けることになつており、（学校教育法第72条②には「盲学校、聾学校、養護学校には幼稚部又は高等部のみを置くことができる。」とされているが、おおむね、第71条……幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせて

その欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする」というようにその教育の道が一応は保障されている。

さらにこれらの学校のほかに、学校教育法第75条によつて、小学校、中学校、高等学校には、次の各号の一に該当する児童及び生徒のために、特殊学級を置くことができる。」とし、「精神薄弱者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他心身に故障のある者で、特殊学級において教育を行なうことが適当なもの」とあり、教師を派遣して教育をおこなうことができるとも決めている。

(2) 京都府内における幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、各種学校など

京都府内においても、学校教育法によつて定められた教育施設がある。ここではその詳細については省略し、別報にゆずりたい。

(3) 京都府内における特殊教育施設

盲学校、聾学校、養護学校がある。盲学校の歴史は古く、日本最古の施設である。

府立盲学校 {京都市北区紫野花ノ坊町1
(舞鶴分校(小)・舞鶴市大字南田辺大
(幼・小・中・高) 内口下)

府立聾学校 {京都市右京区御室大内町4
(舞鶴分校(小・中)・舞鶴市大字南田辺
(幼・小・中・高) 大内口下)

京都市立呉竹養護学校 {京都市伏見区桃山福島大夫
(肢体不自由者、小・中) 北町41

特殊学級 中学校・精薄76、肢不2、結核4

小学校・精薄112、肢不6、虚弱2、結核5、
難聴3、情緒障害2

3. 京都府内における児童相談所

(1) 児童相談所とはどのようなものか

児童がその存在を発達する個体として認められたとき、その発達を疎外する事態が児童自体の内部からと外部の環境からとを問わずに生じてきたとき、それが学校であれ、家庭であれ、地域社会であれ、とにかくすべての人間が、その対象に關与することが要請される。またそのようにするべき権利と義務が存在する。それは新しい発達観における児童に対する責任の具体的な顕現といつてよいだろう。従来は児童の問題は家庭内の問題として処理されていた。ところが、発達観の展開にともなつて、問題はたんに家庭内にのみとどまらず、ひろく社会全体の課題として、家庭と社会共通の関心事となり義務となつたのである。

児童の問題が教育制度という形態をとつて発展してくると、それを軸にして、さまざまな不適応現象が発生する。その際、それらの現象をすべて否定的に解釈し、なんらかの理想的類型のみを目標にするのは、すくなくと

も、現時点における児童問題の理論とはいい難い。発生した問題はそれをすべて認定し、個々の児童における個々の発達課題として受取りなおさなければならない。そのような目的と理念をもった施設として児童相談所があるということができるであろう。

(2) 京都府内の児童相談所と児童院

京都府内の児童相談所

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
京都市 児 童 相 談 所	京都市上京区千本 竹屋町東入 (84-4550)	京都市内
京都府立 中央児童相談所	京都市左京区吉田 近衛町 (77-0701)	乙訓, 久世, 綴喜, 相楽, 北桑田, 船 井の各郡, 亀岡市 宇治市
京都府立 舞鶴児童相談所	舞鶴市南田辺 (舞鶴西-156)	与謝, 竹野, 中熊野 の各郡と舞鶴市, 宮津市
京都府立 福知山児童相談所	福知山市字南岡 (福知山-3623)	天田郡, 加佐郡, 福知山市, 綾部市

京都府内には上掲の4ヵ所の児童相談所があり、それぞれの管轄区域の児童問題を取扱っている。

なかでも京都市児童相談所は、情緒障害児短期治療施設青葉寮や、乳児院と養護施設(幼児)を併設している指月寮とともに京都市児童院に所属している。

京都市児童院は、母性と児童保護の社会事業施設として昭和6年9月15日に開設された。1. 妊婦の健康相談、收容助産(後の産婦人科) 2. 児童の健康相談、診療(後の小児科) 3. 児童の心理相談、適性相談(後の指導部) 4. 一般教化活動(後の事業部)といった活動が、全国でもいちはやくなされ、こんにちにいたっている。

昭和13年8月に昼間の乳幼児保育を開始した。(これ

が後の児童院乳児保育所になる。昭和24年7月)

昭和21年11月には生活保護法の保護施設として指月寮が開設され、その後乳児院と幼児の養護施設として現在にいたっている。

児童相談所は昭和31年11月に開所され、昭和35年4月に児童院の施設として統合された。相談部、指導部にわかれ、一時保護所を有している。

4. 京都府内における児童福祉法による児童福祉施設

(1) 京都府内の児童福祉法による児童福祉施設

i 助産施設

児童を対象にした施設ではなくて、妊産婦を対象にした施設である。児童に関して、その生命が母親の胎内に宿つたときから福祉の対象として対策を考えることが望まれるが、出産に際して入院の必要な妊産婦が、経済的理由で入院できない場合にこの施設が利用される。

京都府内の助産施設は別表のようになっている。

ii 乳 児 院

両親のない乳児——両親の死亡や棄児などによる——を收容する施設である。年令的には誕生から満2才までで、これを過ぎると養護施設に移されることになる。

京都府内の乳児院は別表のとおりである。指月寮は乳児院と養護施設(幼児)を併設し、昭和40年11月に児童院のなかに新築移転した。平安徳義会乳児院も、養護施設を併設している。

iii 母 子 寮

児童福祉の立場から、母親と児童のみの家庭で、社会的経験や経済的自立能力に乏しい世帯を保護收容して、職業や生活の自立をはかることを援助するための施設である。したがって、保護時点において貧困であるかどうかは問題なのではなく、目的として母子家庭の社会適応の場となることが大切である。そのような意味で母子寮には保育所が併設されていることが多い。

i 京都府内の助産施設

(41. 9. 1)

設置 主体	経営 主体	施 設 の 名 称	所 在 地	施設長氏名	認 可 年月日	收容定員
福 個	福 個	富田病院助産寮	京都市中京区新町三条上ル	富田 昇平	23. 1. 1	41
福 個	福 個	華頂助産院	京都市東山区白川筋三条下ル	北沢 初枝	30. 6. 5	3
福 個	福 個	山田助産寮	福知山市字内記4丁目	山田よしの	31. 9.26	7

ii 京都府内の乳児院

(41. 9. 1)

設置 主体	経営 主体	施 設 の 名 称	所 在 地	施設長氏名	認 可 年月日	收容定員
市	市	京都市指月寮	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町 910の25	小鴨 芳一	23. 1. 1	20
福	福	平安徳義会乳児院	京都市右京区大原野灰方町	竹田 賢吉	23. 1. 1	20
福	福	峰山乳児院	京都府中郡峰山町字室24	櫛田 一郎	25.11. 1	20

京都府内の母子寮は別表の通りである。

iv 保育所

保育所とは、両親が共稼ぎ、片親でその親が勤務しているばあいなどの理由で、昼間に児童の「保育に欠ける」とき預ける施設である。学令までを対象にしているが、さいきんではカギッ子対策などから学童保育や夜間保育の必要も叫ばれている。所得水準の高さによらずあずけることができるが、生活保護世帯は無料である。

昭和40年7月に保育所指針が出され、幼稚園とおなじように教育内容が問題にされはじめている。しかし本来の目的は、どこまでも保育にあり、生活中心であつて教育カリキュラム中心ではない。乳児のための乳児保育所もある。京都府内の保育所は224カ所あるがここでは割愛する。

v 児童厚生施設

一般児童を対象とし、たんなる遊び場ではなく、「健全な遊び」を与えることを目的としている。教育施設と相俟つて地域的に運営されることが望まれ、こんごの対策が期待される施設である。京都府内では児童館が別表のようになつており、児童遊園もある。

vi 養護施設

古くは孤児院という名称でよばれていたが、児童福祉法の制定にさいして、両親があつても家庭環境が児童に不適当と判断されるばあいには收容される施設とされている。日常生活の全般にわたつて、家庭にかわる役割を

果たす場所であるが、一般家庭とことなり集団生活であるため、それに対する考慮が必要である。学令期になると施設から地域の小学校、中学校等へ通学する。

京都府内には別表のような養護施設がある。

vii 精神薄弱児施設

精神薄弱児は、知能の発達に障害のある児童であつて、知能指数によりその段階が区別される。家庭環境や発達程度から家庭の協力程度や本人の身体や性格の欠陥の有無などを考察し、人所させるものであるが、養護学校、小学校、中学校の特殊教育や通園施設とことなつて、日夜集団で生活させるので、生活指導にかなりの重点がおかれることになる。

京都府内には別表のようなものがある。

viii 精神薄弱児通園施設

前述の精神薄弱児施設が精神薄弱児を日夜起居させて收容するのにたいし、家庭環境が児童にとって適切で協力的であり、児童の側にも特に身体上性格上の欠陥のないばあいに通わせるものである。年齢は就学年令からで就学を猶予・免除された者に限られている。(別表参照)

ix 盲ろうあ児施設

この種の施設は、児童福祉法施行前は、わずかに3カ所程度があつたに過ぎないが、昭和24年より盲ろうあ学校の寄宿舎を児童福祉施設に切り換える措置がとられたため、一挙に10倍となつた。このように学校寄宿舎を転用したために、その運営については問題が残つたが、漸

iii 京都府内の母子寮

(41. 9. 1)

設置主体	経営主体	施設名称	所在地	施設長氏名	認可年月日	收容定員
府	府	京都府立吉田母子寮	京都市左京区浄土寺馬場町	真鍋あき子	22. 5	28
財	財	信愛希望の家母子寮	京都市上京区丸太町日暮西入上ル	園部 道	23. 1. 1	10
市	市	福知山市立母子寮	福知山市天田南岡官有地無番地	芦田 貞美	24. 6. 8	20
市	市	舞鶴市母子寮	舞鶴市森小字井尻579	広浜あいの	27. 4. 1	16
府	府	京都府立鴨川母子寮	京都市上京区三本木通荒神口下ル	西山 幸作	27. 4	75
市	市	綾部市立綾部母子寮	綾部市字井倉小字前田	山田 鶴大	31. 4. 1	20
財	財	山ノ内母子寮	京都市右京区山ノ内宮脇町9	片沢 栄之	34. 7. 1	30
財	財	本願寺母子寮	京都市右京区太秦安井二条裏町14	小島 了秀	39. 6.27	70

v 京都府内の児童厚生施設

(41. 9. 1)

設置主体	経営主体	施設名称	所在地	施設長氏名	認可年月日
宗	宗	だん王子供の家	京都市左京区三条大橋東入	信ヶ原良文	25. 3. 9
個	個	高岡こどもの家	京都市中京区柳馬場通夷川上ル	高岡 肇	30. 7. 1
個	個	KSPSこどもの家	京都市下京区西新屋敷上之町139	清水登喜夫	31. 4. 1
町	町	岩滝児童館	京都府与謝郡岩滝町岩滝	町 長	38.
町	町	長岡児童館	京都府中郡峰山町長岡	町 長	39.
市	市	宮津市児童館	宮津市海岸通	町 長	40.

vi 京都府内の養護施設

(41. 9. 1)

設置主体	経営主体	施設の名称	所在地	施設長氏名	認可年月日	収容定員
福	福	舞鶴学園	舞鶴市字浜107の8	藤村 近男	23. 1. 1	70
市	市	京都市指月寮	京都市上京区竹屋町千本東入主税町	小鴨 芳一	23. 1. 1	20
福	福	平安徳義会	京都市左京区岡崎最勝寺町1	高宮 敬治	23. 1. 1	80
福	福	平安養育院	京都市東山区智恩院山内林下町442	漆葉 見竜	23. 1. 1	70
福	福	つばき園	京都市右京区山田平尾町51(桂病院)	大江 憲二	23. 1. 1	60
福	福	京都聖嬰会	京都市北区衣笠西尊上院町22	スール・マリ ー・マダレヌ	23. 1. 1	60
個	個	積慶園	京都市右京区榎原畔ノ海道町	古村 正樹	23. 1. 1	60
福	福	舞鶴双葉寮	舞鶴市桃山町7番地	仙田 順	23. 1. 1	70
福	福	青葉学園	亀岡市蕪田野町字太田	江口 快翁	24. 4. 1	70
個	個	和敬学園	京都市上京区相国寺北門前下之町	樋口 圭一	24. 4. 1	70
府	府	京都府立桃山学園第二課	京都市伏見区桃山町遠山50	山本 泰造	29. 4. 1	80
福	福	峰山乳児院付設幼児寮	京都府中郡峰山町字室24	櫛田 一郎	30. 5. 1	25
福	福	迦陵園	京都市左京区下鴨宮崎町109	加藤 康祐	34. 7. 1	40

vii 京都府内の精神薄弱児施設

(41. 9. 1)

設置主体	経営主体	施設の名称	所在地	施設長氏名	認可年月日	収容定員
市	市	京都市醍醐和光寮	京都市伏見区醍醐西川瀬26	井田 秀雄	23. 1. 1	12
福	福	白川学園	京都市北区鷹ヶ峯	脇田 悦三	23. 1. 1	60
府	府	京都府立桃山学園	京都市伏見区桃山町遠山50	山本 泰造	23.10.31	80
財	財	福知山学園	福知山市字長田	河口辰次郎	31.10. 1	70
福	福	大照学園	京都市東山区智恩院山内林下町442	細井 弘順	37. 4. 1	45

viii 京都府内の精神薄弱児通園施設

(41. 9. 1)

設置主体	経営主体	施設の名称	所在地	施設長氏名	認可年月日	収容定員
福	福	ひなどり学園	京都市北区鷹ヶ峯	脇田 悦三	35. 4. 1	40
市	市	京都市若杉学園	京都市南区東九条下殿田町24	丸山 豊	36. 4. 1	60

ix 京都府内の盲ろうあ児施設(ろうあ施設のみ)

(41. 9. 1)

設置主体	経営主体	施設の名称	所在地	施設長氏名	認可年月日	収容定員
福	福	びんが寮	京都市左京区下鴨宮崎町109	力藤 康祐	37. 4. 1	30

次児童福祉施設としての方向に向いつつある。⁵⁾』といわれている。

京都府内には別表のようなろうあ児施設がある。

x 虚弱児施設

虚弱児の概念は不明確であるが、身体が虚弱で発病しやすい児童ということである。すでに発病した児童は入所できない。

京都府内には虚弱児施設は設置されていない。

xi 肢体不自由児施設

児童福祉法第3章第43条の3で「肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能の不自由な児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。」と規定されている。すなわち肢体不自由児に対する機能訓練などの治療と将来の独立自活のための指導を目的とするものであり、病院と教育の場を兼ねているといつてよい。

京都府内には2ヵ所あり、「聖ヨゼフ整肢園」には重症心身障害児も委託されることが昭和41年5月に決定した。

xii 情緒障害児短期治療施設

情緒障害児とは、家庭や学校にたいする環境不適応児であつて、機質的な障害でなく、心理療法による治療によつて回復するものであり、12才未満つまり小学校年齢を最高としている。

京都府内には全国で4番目の情緒障害児短期治療施設の一つが児童院に併設されている。

xiii 教護院

従来は感化院という名称で知られていた施設であるが、児童福祉法の制定にあつて教護院となつた。男子と女子の区別がある。

京都府内には園部に別表のような教護院がある。男子と女子を別々に収容している。

5. 京都府内における児童福祉法以外の児童福祉施設

(1) 児童福祉法以外の児童福祉施設はどのようなものか

第2章で児童の教育施設について、また前の第4章で児童福祉法によつて決められた13種の児童福祉施設について概観したが、児童福祉に関する問題は、教育施設や13種の児童福祉施設によつて解決し終るものではない。児童の発達を中心に問題を把握していくとき、対象や施設の面で必ず不完全な点が発見され、改善が要求されることになる。

施設を建設することは、福祉対策のひとつのあらわれであるから、施設には必ず対策の理念が伴つている。本小論で取扱つた施設もまたそれらの対策の線上におい

てのみ考察されるところの施設を意味している。施設建設がそのまま問題解決に繋るのではなく、施設建設を要請する対策が問題になり、そこから施設の問題が発生していると考えなければならない。

そのような点で、児童福祉施設の種類の固定化したものではなく、常に児童の問題に則して改善されねばならない。そのような改善を通してのみ、児童福祉施設の問題は存在するといつても過言ではないのである。

現在の児童対策として、教育と福祉という二面をすでに概観したが、これらの二面には実は問題の上できわめて密接な関係がある。この関係を前提条件としながら、児童福祉法以外の児童福祉施設が、よりいつそう具体的な問題を提出し、教育と福祉の谷間を埋めていくことが望まれる。それらの実際を考えてみよう。

(2) 教育関係

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、特殊学級という一連の教育段階は、併せてハンディキャップをもつた児童への配慮も含んでおり、現在の日本の教育制度の根幹となつていられる。しかしながら、これらの制度とその実施においては、幾多の問題があり、国立・公立・私立の諸施設の緊密な連絡も望まれている。

就学猶予・就学免除といつた問題からはじまつて、学令期以前の問題としては、例えば幼稚園の義務化とか、幼児教育のありかたといつた問題、就学以後の児童についても、本人自体のパーソナリティや家庭環境に伴う諸問題、学童保育や長期欠席などの問題が山積している。

京都府教育庁の学校教育課・保健体育課・社会教育課・教育研究所のおこなつている仕事の各種、京都市教

xi 京都府内の肢体不自由児施設

(41. 9. 1)

設置主体	経営主体	施設名称	所在地	施設長氏名	認可年月日	収容定員
特法	特法	舞鶴共済整肢学園	舞鶴市桃山町1の1	今井省三郎	33.12. 1	55
福	福	聖ヨゼフ整肢園	京都市上京区北野東紅梅町7	近藤 鉄矢	38.12. 1	111

xii 京都府内の情緒障害児短期治療施設

(41. 9. 1)

設置主体	経営主体	施設名称	所在地	施設長氏名	認可年月日	収容定員
市	市	京都市青葉寮	京都市上京区千本通竹屋町東入主税町	亀井 正夫	38. 5.16	50

xiii 教護院

(41. 9. 1)

設置主体	経営主体	施設名称	所在地	施設長氏名	認可年月日	収容定員
府	府	京都府立洪陽学校	京都府船井郡園部町字園部	塚本伝之助	23. 1. 1	150

育委員会の社会教育課，学校指導課，生徒福祉課，カウンセリングセンター，学校保健課，教育研究所等のおこなっている仕事の各種がこれに当るであろう。

さらに学校教育の内容を軸として，一般的な児童文化の面に問題の中心が置かれる必要がある。しかしこれらの詳細については将来の別報にゆずりたい。

(3) 福祉関係

児童福祉法において規定された児童福祉施設では，すでに出産から問題が取扱れているが，誕生以後の児童が直面する問題を解決し，また予防するには，児童福祉法によつて規定された13の施設以外の幾多の課題がある。そしてそれは施設を建設するまでに対策の理念として，まず存在しなければならないのである。乳児健診（0才児健診），3才児健診，6才児健診といった就学前の児童を対象にした全国的な心身の発達検査の必要性が，さいきんとくに喧伝されるが，京都府内においては3才児健診が実施されているにすぎない。さらに解決を迫られていることがらとしては，重症心身障害児施設（整ヨゼフ整肢園に委託決定41年5月）精神薄弱者のコロニーなどの問題がある。精神薄弱者成人施設としては，現在京都府内に南山城学園（京都府久世郡城陽町富野狼谷2），松花苑（亀岡市河原林町字河原尻）がある。

里親制度については，児童福祉法で認められている

が，里親をふくめて幾多の問題がある。詳細は別報にゆずることとする。

6. ま と め

以上京都府内の児童福祉施設に関する問題を，教育と福祉，また児童福祉によつて規定されたものとそうでないものなどに分け，さらに問題発生にさいしての児童相談所のもつ意味と役割などにも関連づけながら述べてきた。

これらの問題が相関連し，児童福祉においては教育と福祉の両面の提携が不可欠のことがらである。

本小論においては，きわめて一般的な問題にふれたにすぎないが，ひきつづいて次報においては，これらの施設の行政面に問題の中心をおいて考察したい。

参 考 文 献

1. 厚生省児童局：児童福祉，東洋書館。p. 7. 1948
2. Ellen Key：The century of the child, 1900
3. 教育研究事典，金子書房 p. 1499 昭29
4. 児童福祉事業運営の知識，日本社会事業協会 p. 33 昭24
5. 黒木利克：児童福祉事業概論，全国社会福祉協議会。昭38.